



## 報道発表資料

報道関係者 各位

令和7年12月19日（金）

【照会先】

山形労働局 職業安定部 職業対策課

課長 奥田 広樹

課長補佐 高木 勉

地方障害者雇用担当官 新関 一枝

(電話) 023-626-6101

### 令和7年「障害者雇用状況報告」の集計結果を公表します

～県内の民間企業における雇用障害者数、実雇用率は過去最高を更新～

山形労働局（局長 島田 博和）では、山形県内に本社を置く民間企業や、公的機関などにおける令和7年の「障害者雇用状況」を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は、令和8年7月に現行より0.2ポイント引き上げられます。

#### 【集計結果の主なポイント】

##### <民間企業>（法定雇用率2.5%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

雇用障害者数は3,476.0人で、前年（3,409.5人）より66.5人増加した。

実雇用率は2.39%で、前年（2.37%）を0.02ポイント上回った。

- 法定雇用率達成企業の割合は53.8%で、前年（52.7%）を1.1ポイント上回った。

##### <公的機関>（法定雇用率2.8%、山形県教育委員会は2.7%）

- 山形県及び県教育委員会の機関は、3機関中2機関が法定雇用率を達成した。

- 県内市町村の機関は、51機関中40機関（78.4%）が法定雇用率を達成した。

##### <地方独立行政法人など>（法定雇用率2.8%）

- 3法人のうち2法人が法定雇用率を達成した。

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 1 民間企業における雇用状況

#### ○ 対象企業数 [P 8参照]

山形県内に本社を置く民間企業においては、前年より11社多い1,055社が対象となった。  
<法定雇用率2.5%：報告対象は、常用労働者数が40.0人以上規模の企業>

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 [P 4～8参照]

- ・民間企業に雇用されている障害者数は3,476.0人で、前年より66.5人増加した。
- ・雇用者のうち、身体障害者は2,047.0人(対前年比20.5人増)、知的障害者は846.0人(同2.0人減)、精神障害者は583.0人(同48.0人増)であった。
- ・実雇用率は2.39%で、前年(2.37%)を0.02ポイント上回ったが、法定雇用率(2.5%)及び全国値2.41%を下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は53.8%で、前年(52.7%)を1.1ポイント上回った。また、全国値46.0%を上回っている。

#### ○ 企業規模別の状況 [P 8参照]

- ・雇用されている障害者数は、常用労働者数が40.0～100人未満で810.5人(前年735.0人)、100～300人未満で1,320.5人(同1,388.5人)、300～500人未満で468.0人(同400.0人)、500～1,000人未満で441.5人(同461.5人)、1,000人以上で435.5人(同424.5人)となり、100人～300人未満の規模を除き前年を上回っている。
- ・実雇用率は、40.0～100人未満で2.09%(前年1.97%)、100～300人未満で2.49%(2.59%)、300～500人未満で2.31%(同2.13%)、500～1,000人未満で2.36%(同2.35%)、1,000人以上で2.90%(同2.89%)となった。1,000人以上の規模においては、法定雇用率を上回っている。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満で53.4%(前年52.4%)、100～300人未満で57.8%(同56.4%)、300～500人未満で40.0%(同37.3%)、500～1,000人未満で42.9%(同40.0%)、1,000人以上で57.1%(同57.1%)となり、1,000人以上の規模を除き前年より増加している。

#### ○ 産業別の状況 [P 8参照]

- ・雇用されている障害者数は、「I 卸売業・小売業」「J 金融業・保険業」「N 生活関連サービス業、娯楽業」の産業において前年より減少している。
- ・実雇用率は、「H 運輸業、郵便業」「P 医療、福祉」の産業において法定雇用率を上回っている。

#### ○ 法定雇用率未達成企業の状況 [P 9参照]

- ・法定雇用率未達成企業487社のうち、不足数が0.5人または1人である企業は344社(未達成企業全数に占める割合は70.6%)、障害者を1人も雇用していない企業は269社(同55.2%)となっている。

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 県の機関 (法定雇用率 2.8%) [P 4、P 9参照]

- ・山形県(特例認定\*)の機関に在職している障害者の数は 249.5 人(前年 245.5 人)で、実雇用率は 3.19 % (同 3.30%) となり、法定雇用率を達成している。
- ・山形県警察本部に在職している障害者の数は 15.0 人(前年 17.0 人)で、実雇用率は 3.31% (同 3.90%) となり、法定雇用率を達成している。

\* 「特例認定」については、P 9 の注 3 参照

### (2) 市町村の機関 (法定雇用率 2.8%) [P 4、P 10~11 参照]

- ・県内の市町村の機関に在職している障害者の数は 473.5 人(前年 455.5 人)で、実雇用率は 2.76 % (同 2.84%) となり、前年を 0.08 ポイント下回った。  
また、51 機関中 40 機関(78.4%) が法定雇用率を達成している。  
▷未達成機関(天童市、酒田市、遊佐町、鮭川村、金山町、最上町、飯豊町、大石田町、米沢市立病院、鶴岡市立荘内病院、置賜広域病院企業団)のうち 4 機関(天童市、金山町、最上町、大石田町)については、令和 7 年 12 月 1 日時点において不足数解消済。

### (3) 山形県教育委員会 (法定雇用率 2.7%) [P 4、P 9 参照]

- ・山形県教育委員会に在職している障害者の数は 192.0 人(前年 196.5 人)で、実雇用率は 2.31% となり、前年(2.64%) を 0.33 ポイント下回って法定雇用率未達成となっている。

## 3 地方独立行政法人等における雇用状況

### ○ 地方独立行政法人等 (法定雇用率 2.8%) [P 5、P 11 参照]

- ・地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 34.5 人(前年 33.5 人)で、実雇用率は 2.63% (同 2.93%) となり、3 法人のうち 2 法人が法定雇用率を達成している。

## 令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況【総括表】

### 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.5%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数／企業数	⑤達成割合
山形県内の民間企業	145,658.5人 ( 144,093.5人 )	3,476.0人 ( 3,409.5人 )	2.39 % ( 2.37 % )	568 / 1,055 ( 550 / 1,044 )	53.8 % ( 52.7 % )
全 国	29,210,526.0人 ( 28,162,399.0人 )	704,610.0人 ( 677,461.5人 )	2.41 % ( 2.41 % )	55,434 / 120,467 ( 53,875 / 117,239 )	46.0 % ( 46.0 % )

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤達成割合
計	8,281.0人 ( 7,883.5人 )	264.5人 ( 262.5人 )	3.19 % ( 3.33 % )	2 / 2 ( 2 / 2 )	100.0 % ( 100.0 % )
山形県 (特例認定)	7,828.0人 ( 7,447.5人 )	249.5人 ( 245.5人 )	3.19 % ( 3.30 % )		
山形県 警察本部	453.0人 ( 436.0人 )	15.0人 ( 17.0人 )	3.31 % ( 3.90 % )		
全 国	375,748.0人 ( 361,319.0人 )	11,375.0人 ( 11,030.5人 )	3.03 % ( 3.05 % )	148 / 167 ( 150 / 168 )	88.6 % ( 89.3 % )

#### (2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤達成割合
山形県内の市町村の機関	17,179.5人 ( 16,022.5人 )	473.5人 ( 455.5人 )	2.76 % ( 2.84 % )	40 / 51 ( 42 / 52 )	78.4 % ( 80.8 % )
全 国	1,456,454.5人 ( 1,363,140.5人 )	39,142.0人 ( 37,433.5人 )	2.69 % ( 2.75 % )	1,716 / 2,470 ( 1,769 / 2,488 )	69.5 % ( 71.1 % )

#### (3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数／機関数	⑤達成割合
山形県 教育委員会	8,304.5人 ( 7,430.5人 )	192.0人 ( 196.5人 )	2.31 % ( 2.64 % )	0 / 1 ( 0 / 1 )	0.0 % ( 0.0 % )
全 国	803,974.0人 ( 728,083.5人 )	18,550.5人 ( 17,719.0人 )	2.31 % ( 2.43 % )	40 / 94 ( 50 / 93 )	42.6 % ( 53.8 % )

**3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.8%）**

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数／法人数	⑤達成割合
山形県内の地方独立行政法人等 (国立大学法人は含まれない)	1,314.0人 ( 1,144.5人 )	34.5人 ( 33.5人 )	2.63% ( 2.93% )	2 / 3 ( 3 / 3 )	66.7% ( 100.0% )
全 国	528,687.5人 ( 471,294.0人 )	14,120.0人 ( 13,419.0人 )	2.67% ( 2.85% )	249 / 377 ( 285 / 373 )	66.0% ( 76.4% )

(注1) 1及び3の各表の①欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 2の各表の①欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員者数である。

(注3) 各表の②欄「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。  
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

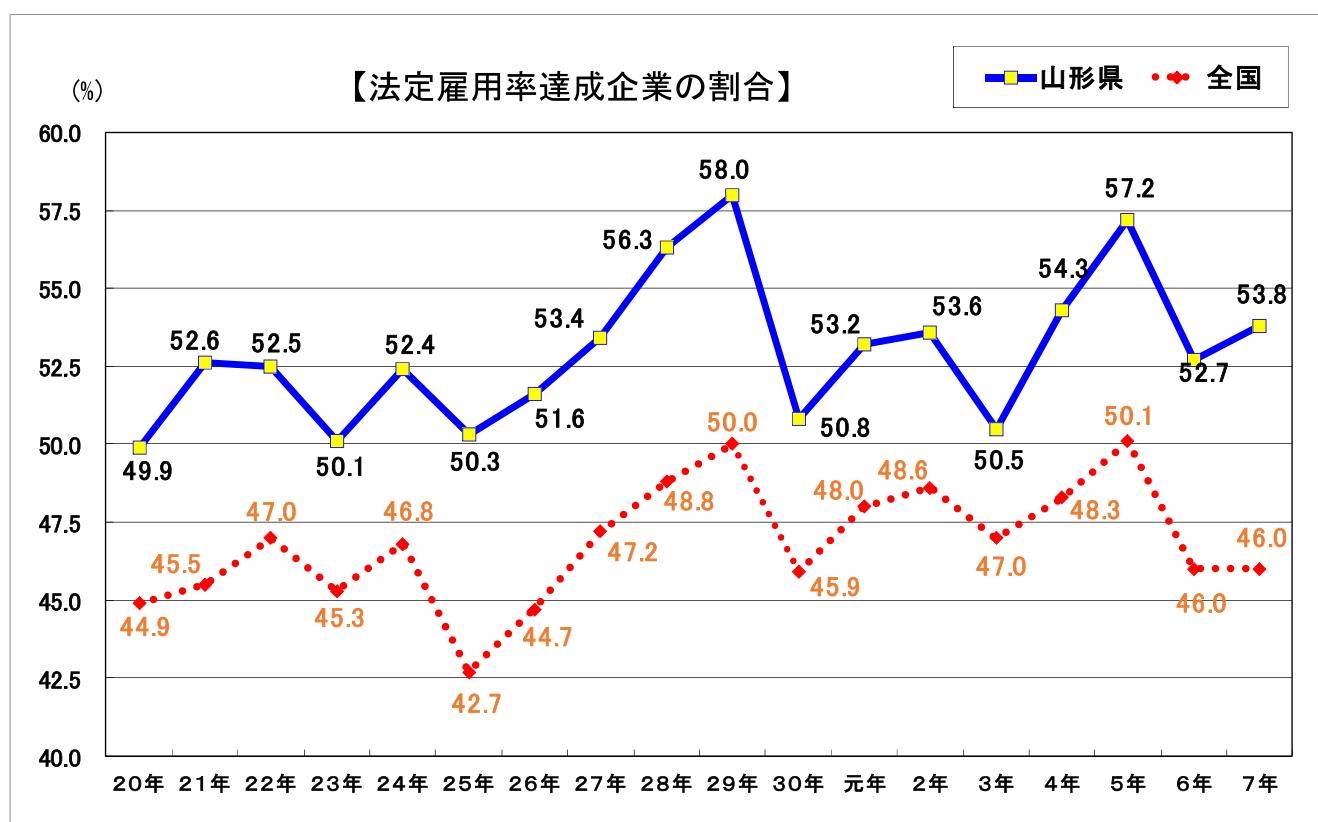
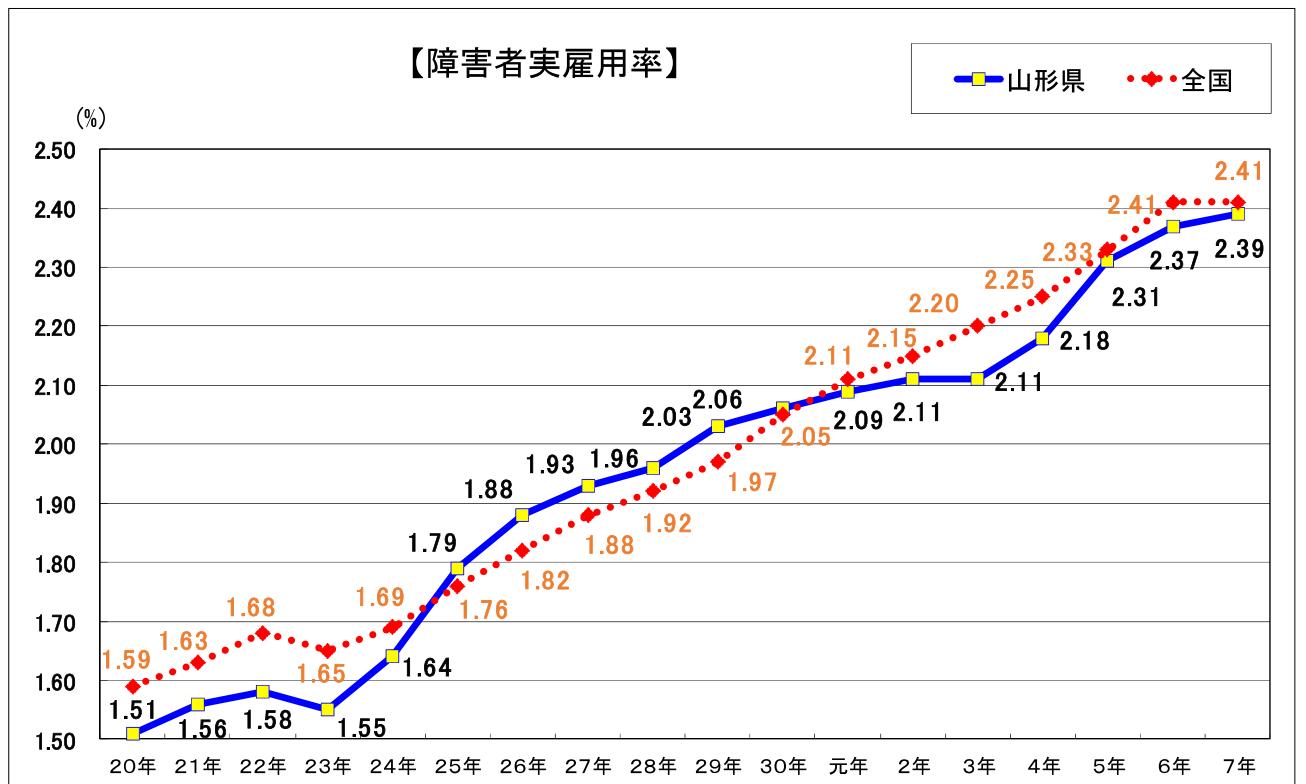
(注4) 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(注5) ( )内は、令和6年6月1日現在の数値である。

(注6) 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

(注7) 特例承認・特例認定や、各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

## 民間企業における障害者の雇用状況の推移



<法定雇用率> 1.8 % → 2.0 % → 2.2 % → 2.3 % → 2.5 %

(注1) 【法定雇用率】平成24年まで1.8%、平成25年から平成29年まで2.0%、平成30年から令和2年まで2.2%、令和3年から令和5年まで2.3%、令和6年4月以降は2.5%。

(注2) 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年4月以降は40.0人以上規模）についての集計である。

(注3) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者または重度知的障害者である短時間労働者
平成18年 ～平成22年	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
平成23年 ～令和5年	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）  (※) 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保険福祉手帳を取得した者であること  令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。
令和6年以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）  ○重度身体障害者、重度知的障害者、または精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

## 令和7年6月1日現在における障害者の民間企業における雇用状況

### 1 民間企業における雇用状況

項目 年度別	企業数	常 用 労 働 者 総 数	法定雇用 算定基礎 労働者数	雇 用 障 害 者 数										実雇用率	雇用率達成企業		
				重 度(短時間を除く)		重 度 以 外(短時間を除く)			短 時 間		計						
				(うち知的)	(うち精神)	(うち知的)	(うち精神)	(うち知的)	(うち精神)	(うち知的)	(うち精神)	(うち知的)	(うち精神)		企業数	割合	
7年	1,055	150,720.5	145,658.5	1,220.0	(168.0)	1,639.0	(493.0)	<319.0>	617.0	(185.0)	<284.0>	3,476.0	(846.0)	<583.0>	2.39%	568	53.8%
6年	1,044	152,351.5	144,093.5	1,200.0	(168.0)	1,608.0	(482.0)	<303.0>	601.5	(198.0)	<232.0>	3,409.5	(848.0)	<535.0>	2.37%	550	52.7%
対前年比 (%)	1.1	▲ 1.1	1.1	1.7	(0.0)	1.9	(2.3)	<5.3>	2.6	(▲6.6)	<13.8>	2.0	(▲0.2)	<9.0>	0.02P	3.3	1.1P

### 2 民間企業における産業別・規模別雇用状況

項目 産業・規模別	企業数	常 用 労 働 者 総 数	法定雇用 算定基礎 労働者数	障 害 者 数				実雇用率		雇用率達成企業			
				うち知的 障 害 者	うち精神 障 害 者	7年	6年	企業数	割合(%)				
産業別	A 農業、林業	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
	B 漁業	0	0.0	0.0	0.0	(0.0)	<0.0>	0.0%	0.0%	0	0.0%		
	C 鉱業、探石業、砂利採取業	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
	D 建設業	91	8,574.0	7,901.0	164.0	(19.0)	<8.0>	2.08%	2.32%	57	62.6%		
	E 製造業	348	48,146.0	48,135.0	1,104.0	(235.5)	<144.5>	2.29%	2.19%	207	59.5%		
	食料品製造業	60	9,390.0	9,390.0	222.0	(74.5)	<54.0>	2.36%	2.20%	36	60.0%		
	織維工業	33	2,858.5	2,858.5	72.0	(24.5)	<6.5>	2.52%	2.35%	19	57.6%		
	木材・家具製造業	9	926.5	926.5	38.5	(5.0)	<1.0>	4.16%	4.00%	8	88.9%		
	パルプ・紙・印刷業	14	1,335.0	1,335.0	31.0	(6.0)	<3.5>	2.32%	2.23%	9	64.3%		
	化学工業	17	3,311.0	3,311.0	61.0	(23.0)	<13.0>	1.84%	2.02%	8	47.1%		
	窯業・土石製品製造業	9	1,598.5	1,598.5	32.5	(1.5)	<5.0>	2.03%	2.11%	4	44.4%		
	鉄鋼業	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
	非鉄金属製造業	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※		
	金属製品製造業	37	3,552.0	3,552.0	65.0	(11.0)	<3.0>	1.83%	1.67%	23	62.2%		
	電気機械器具製造業	48	7,355.5	7,352.5	173.0	(28.0)	<10.0>	2.35%	2.17%	29	60.4%		
	その他機械器具製造業	81	11,502.5	11,502.5	252.5	(41.5)	<39.5>	2.20%	2.18%	46	56.8%		
	その他の製造業	36	6,015.0	6,015.0	148.5	(19.5)	<9.0>	2.47%	2.26%	22	61.1%		
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	524.5	524.5	6.0	(0.0)	<0.0>	1.14%	1.41%	2	28.6%		
	G 情報通信業	17	2,149.0	2,149.0	29.0	(1.0)	<8.0>	1.35%	1.37%	4	23.5%		
	H 運輸業、郵便業	47	10,157.0	9,012.0	232.5	(33.5)	<56.0>	2.58%	2.68%	29	61.7%		
	I 卸売業・小売業	138	20,525.0	20,518.0	419.5	(123.5)	<72.0>	2.04%	2.06%	53	38.4%		
	J 金融業・保険業	13	4,506.5	4,506.5	90.0	(3.0)	<18.0>	2.00%	2.17%	5	38.5%		
	K 不動産業・物品販貸業	13	993.0	993.0	16.0	(11.0)	<2.0>	1.61%	1.62%	2	15.4%		
	L 学術研究・専門・技術サービス業	20	1,394.0	1,394.0	26.5	(4.0)	<1.0>	1.90%	1.77%	11	55.0%		
	M 宿泊業・飲食サービス業	31	2,873.5	2,873.5	68.0	(24.0)	<13.5>	2.37%	2.12%	21	67.7%		
	N 生活関連サービス業、娯楽業	25	4,551.0	4,551.0	102.0	(42.0)	<14.5>	2.24%	2.32%	10	40.0%		
	O 教育、学習支援業	22	2,921.5	2,556.5	45.5	(2.0)	<0.0>	1.78%	1.71%	8	36.4%		
	P 医療、福祉	192	30,886.5	28,228.5	920.5	(297.5)	<207.0>	3.26%	3.29%	118	61.5%		
	Q 複合サービス事業	17	4,121.5	4,121.5	81.5	(7.5)	<11.5>	1.98%	1.83%	7	41.2%		
	R サービス業	69	8,113.5	7,910.5	169.0	(41.5)	<27.0>	2.14%	2.00%	33	47.8%		
合 計				1,055	150,720.5	145,658.5	3,476.0	(846.0)	<583.0>	2.39%	2.37%	568	53.8%
規模別	40.0～100人未満	626	39,675.5	38,718.5	810.5	(211.5)	<96.5>	2.09%	1.97%	334	53.4%		
	100～300人未満	339	55,096.0	52,970.0	1,320.5	(319.0)	<225.0>	2.49%	2.59%	196	57.8%		
	300～500人未満	55	20,884.5	20,265.5	468.0	(94.0)	<66.0>	2.31%	2.13%	22	40.0%		
	500～1,000人未満	28	19,538.5	18,669.5	441.5	(80.0)	<87.5>	2.36%	2.35%	12	42.9%		
	1,000人以上	7	15,526.0	15,035.0	435.5	(141.5)	<108.0>	2.90%	2.89%	4	57.1%		

(注1) 「法定雇用算定基礎労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとしており、計を算出するにあたりダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとしており、計を算出するにあたり0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

(注3) 「短時間」には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の雇用障害者と1週間の所定労働者が10時間以上20時間未満の雇用障害者（「特定短時間労働者」）が含まれる。

(注4) ( ) は知的障害者、< >は精神障害者を内数で計上。

(注5) ※印については、調査対象企業数が少ない業種において、企業の特定を防止するために処理しているものである。

### 3 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率 未達成企業数	②不足数						③障害者の 数が10人で ある企業数
		0.5人または1人	1.5人または2人	2.5人または3人	3.5人または4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上	
令和7年度	487 (100.0%)	344 (70.6%)	95 (19.5%)	31 (6.4%)	13 (2.7%)	4 (0.8%)	0 (0.0%)	269 (55.2%)
令和6年度	494 (100.0%)	340 (68.8%)	100 (20.3%)	29 (5.9%)	16 (3.2%)	9 (1.8%)	0 (0.0%)	283 (57.3%)

### 4 身体障害者の部位別雇用状況

※実人数

区分	視覚障害者	聴覚または 平衡機能障害者	音声・言語・そしやく 機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	計
令和7年度	人 72	人 182	人 20	人 768	人 557	人 1,599
令和6年度	74	183	17	759	529	1,562

### 公的機関の状況

#### (1) 県の状況 (法定雇用率2.8%)

機関名	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 (注1)	②障害者の数 (注2)	③実雇用率 %	④不足数 人	備考
計	人 8,281.0	人 264.5	% 3.19	人 0.0	
山形県	7,828.0	249.5	3.19	0.0	特例認定(注3)
山形県警察本部	453.0	15.0	3.31	0.0	

#### (2) 県の教育委員会の状況 (法定雇用率2.7%)

機関名	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数 (注1)	②障害者の数 (注2)	③実雇用率	④不足数	備考
山形県教育委員会	8,304.5	192.0	2.31	32.0	

(注1) 表(1)(2)の①欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) 表(1)(2)の②欄「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計で、法令上、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者については1人を1カウントしている。

(注3) 「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものであり、山形県企業局・山形県病院事業局は山形県として認定されている。

(3) 市町村の状況 (法定雇用率2.8%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	②障害者の数 (注2)	③実雇用率 %	④不足数 人	備考
<b>計</b>	17,179.5	<b>473.5</b>	<b>2.76</b>	<b>24.0</b>	
山形市 (特例認定) (注3)	3,263.5	92.0	2.82	0.0	
上山市 (特例認定)	396.0	11.0	2.78	0.0	
天童市 (特例認定)	733.5	18.5	2.52	1.5	R7.12.1時点で不足数解消済
中山町	136.0	5.0	3.68	0.0	
山辺町	141.0	4.0	2.84	0.0	
米沢市 (特例認定)	680.5	21.0	3.09	0.0	
南陽市	181.5	6.0	3.31	0.0	
川西町	152.5	6.0	3.93	0.0	
高畠町 (特例認定)	255.5	7.0	2.74	0.0	
酒田市 (特例認定)	1,184.0	27.0	2.28	6.0	
遊佐町 (特例認定)	266.0	5.0	1.88	2.0	
庄内町 (特例認定)	353.5	11.0	3.11	0.0	
鶴岡市	1,150.0	32.0	2.78	0.0	
三川町 (特例認定)	92.0	3.0	3.26	0.0	
新庄市 (特例認定)	442.5	12.0	2.71	0.0	
舟形町	94.0	2.0	2.13	0.0	
鮎川村	115.5	2.0	1.73	1.0	
大蔵村	80.0	4.0	5.00	0.0	
金山町	108.0	2.0	1.85	1.0	R7.12.1時点で不足数解消済 (特例認定)
真室川町 (特例認定)	263.5	8.0	3.04	0.0	
戸沢村	96.0	4.0	4.17	0.0	
最上町	113.5	2.0	1.76	1.0	R7.12.1時点で不足数解消済
長井市	415.5	17.5	4.21	0.0	
白鷹町 (特例認定)	172.0	4.0	2.33	0.0	
飯豊町 (特例認定)	270.5	6.0	2.22	1.0	
小国町 (特例認定)	241.0	7.0	2.90	0.0	
村山市 (特例認定)	373.5	11.5	3.08	0.0	
東根市 (特例認定)	476.0	18.5	3.89	0.0	
尾花沢市 (特例認定)	345.0	10.0	2.90	0.0	
大石田町	127.0	2.5	1.97	0.5	R7.12.1時点で不足数解消済
寒河江市 (特例認定)	684.5	19.0	2.78	0.0	
河北町 (特例認定)	238.5	9.0	3.77	0.0	
西川町	158.5	4.0	2.52	0.0	
大江町	119.0	3.0	2.52	0.0	
朝日町	138.0	3.0	2.17	0.0	
米沢市立病院	418.0	9.0	2.15	2.0	
鶴岡市立荘内病院	533.0	10.0	1.88	4.0	
最上町立最上病院	65.0	1.0	1.54	0.0	
鶴岡市上下水道部	65.0	2.0	3.08	0.0	
米沢市教育委員会	175.5	4.0	2.28	0.0	
南陽市教育委員会	130.0	3.0	2.31	0.0	
川西町教育委員会	47.0	1.0	2.13	0.0	
鶴岡市教育委員会	331.0	10.0	3.02	0.0	
大蔵村教育委員会	対象外				
金山町教育委員会	46.0	2.0	4.35	0.0	R7.10特例認定 (金山町)
戸沢村教育委員会	42.5	1.0	2.35	0.0	
最上町教育委員会	53.0	2.0	3.77	0.0	
大江町教育委員会	45.0	1.0	2.22	0.0	
北村山公立病院組合	291.5	8.0	2.74	0.0	
置賜広域病院企業団	745.0	16.0	2.15	4.0	
置賜広域行政事務組合	64.0	2.0	3.13	0.0	
東根市外二市一町共立衛生処理組合	70.5	2.0	2.84	0.0	

- (注1) ①欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- (注2) ②欄「障害者の数」とは、法令上、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者については1人を1カウントしている。
- (注3) 「特例認定」とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものであり、県内市町村機関についての特例認定は以下のとおり。

#### ＜特例認定一覧＞

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
山形市	山形市教育委員会	山形市上下水道部	山形市立病院済生館
上山市	上山市教育委員会		
天童市	天童市教育委員会		
米沢市	米沢市上下水道部		
高畠町	高畠町教育委員会		
酒田市	酒田市教育委員会	酒田市上下水道部	
遊佐町	遊佐町教育委員会		
庄内町	庄内町教育委員会		
三川町	三川町教育委員会		
新庄市	新庄市教育委員会		
金山町	金山町教育委員会	(R7.10 特例認定)	
真室川町	真室川町立真室川病院	真室川町教育委員会	
白鷹町	白鷹町教育委員会		
飯豊町	飯豊町教育委員会		
小国町	小国町教育委員会		
村山市	村山市教育委員会		
東根市	東根市教育委員会		
尾花沢市	尾花沢市教育委員会		
寒河江市	寒河江市教育委員会	寒河江市立病院	
河北町	河北町教育委員会		

#### 地方独立行政法人等の状況

##### (1) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.8%)

機関名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	②障害者の数 (注2)	③実雇用率	④不足数	備考
計	1,314.0	34.5	2.63	2.5	
公立大学法人 山形県立保健医療大学	62.0	2.0	3.23	0.0	
山形県公立大学法人	66.0	2.0	3.03	0.0	
地方独立行政法人 山形県・酒田市病院機構	1,186.0	30.5	2.57	2.5	

(注1) ①欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄「障害者の数」とは、法令上、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者については1人を1カウントしている。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ..... 

一般の民間企業 .....	2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)	
特殊法人等 .....	2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕	
- 国、地方公共団体 ..... 2. 8 %  
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 ..... 2. 7 %  
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

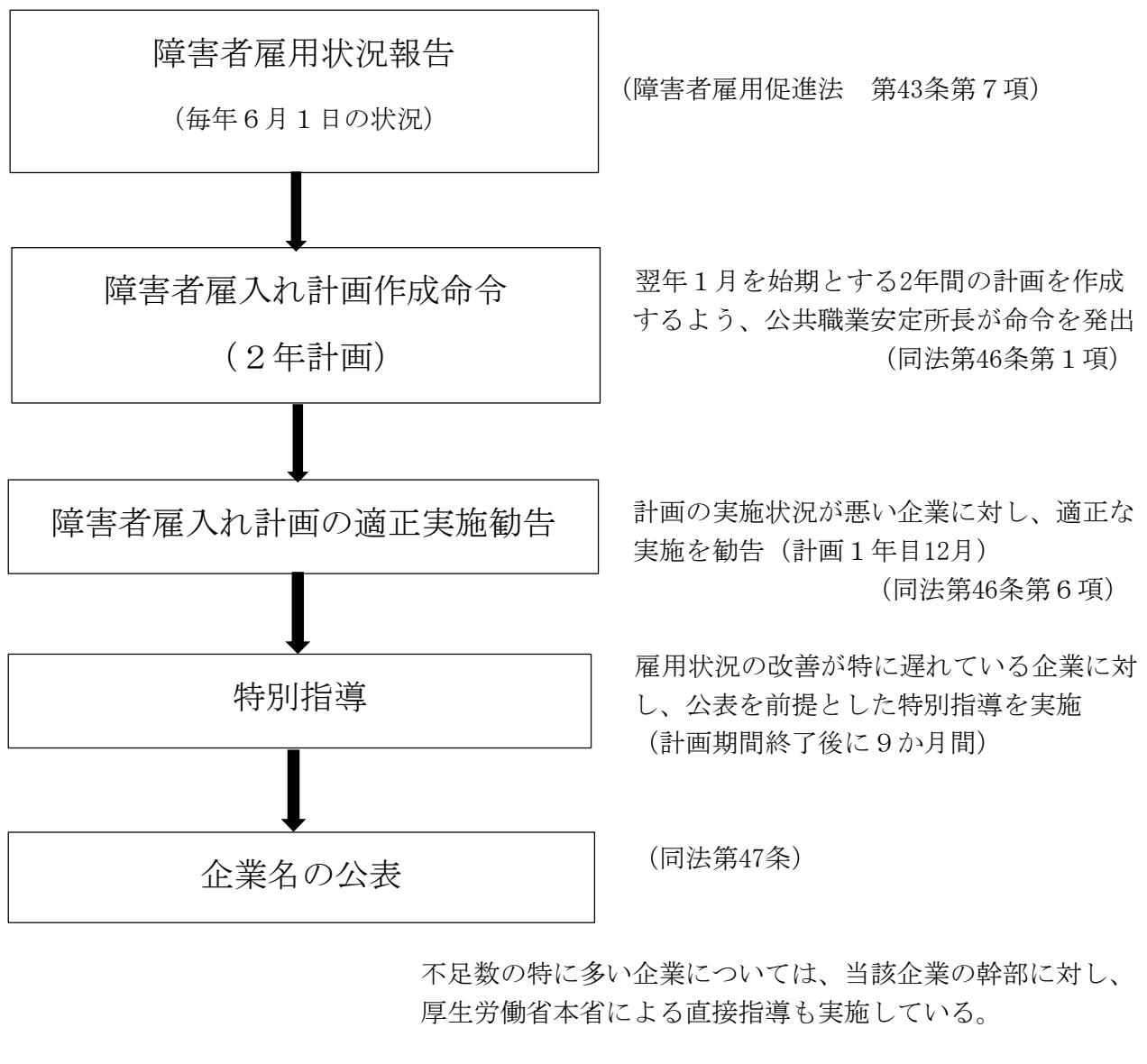
### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者または重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者または知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



### [指導実績]

#### ○令和6年度の実績

\* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 5 社

\* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0 社

\* 「特別指導」の実施 0 社

○ 障害者雇入れ計画を実施中の企業 5 社(令和6年度)

○ 企業名の公表 0 社